

平成19年7月2日

ひめじ農産物ブランドマーク使用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、「ひめじ農産物」及び「ひめじこだわり農産物」のブランドマーク（以下「ブランドマーク」という。）の使用について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「ひめじ農産物」とは、姫路市内の生産者が生産した農産物及び姫路市内で生産した農産物を加工した加工品をいう。

2 この要領において「ひめじこだわり農産物」とは、「ひめじ農産物」の中で生産者がこだわりを持って生産した特長のある農産物として次に掲げるものをいう。

(1) 安心農産物 兵庫県認証食品として知事の認定を受けた農産物

(2) 安心農産物・加工品 兵庫県認証食品として知事の認証を受けた農産物及び加工品

3 この要領において「ブランドマーク」とは、「ひめじ農産物」及び「ひめじこだわり農産物」の普及を図るため市長が制定した、別表に定めるブランド名及びデザインを有するマークをいう。

(ブランドマークの使用の申請をできる者)

第3条 ブランドマークの使用の申請（以下「使用申請」という。）をすることができる者は、姫路市内に住所を有する者又は姫路市内に主たる事務所を有する法人その他の団体とする。

(ブランドマークの使用申請等)

第4条 ブランドマークを使用しようとする者は、ひめじ農産物ブランドマーク使用申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による使用申請があったときは、その内容を審査し、使用の承認（以下「使用承認」という。）をするものとする。

3 前項の使用承認は、ひめじ農産物ブランドマーク使用（変更）承認・不承認通知書（様式第2号）をもって行うものとする。

(使用承認の制限)

第5条 市長は、ブランドマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、ブランドマークの使用承認をしないものとする。

- (1) 第3条に規定する使用申請をすることができる者に該当しないとき。
- (2) 市の農業振興を阻害し、又は阻害するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を市が支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 使用する者（個人である場合には使用申請をした者を、法人である場合には使用申請をした者の役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に規定する暴力団員であるとき。
- (6) その他その使用が著しく不適當であると市長が認めるとき。

(ブランドマークの使用)

第6条 第4条の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）はブランドマークを使用できるものとする

(ブランドマークの使用期間)

第7条 ブランドマークの使用期間については、使用承認日から起算して1年間とする。

(使用者の責務)

第8条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 栽培履歴を記録すること。
- (2) ブランドマークを適正に使用すること。
- (3) ブランドマークの一部の使用又はデザインの改変その他の応用的な使用をしないこと。
- (4) 商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、ブランドマークに係る商品等に関する自己の権利を新たに設定又は登録しないこと。

- (5) 農薬の使用基準や加工品製造に関する法令等を守ること。
- (6) できるだけ農薬を減らした栽培に努めること。
- (7) その他市長が必要と認めること。

(実績報告)

第9条 使用者は、毎年度終了後にひめじ農産物ブランドマーク使用実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(使用承認の変更の申請等)

第10条 使用者は、使用承認を受けた内容について変更しようとするときは、ひめじ農産物ブランドマーク使用変更申請書（様式第4号）及び添付書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、変更の承認をするものとする。

3 前項の変更の承認は、ひめじ農産物ブランドマーク使用（変更）承認・不承認通知書（様式第2号）をもって行うものとする。

(ブランドマークの使用承認の取消し)

第11条 市長は、使用者が次のいずれかに該当するときはブランドマークの使用承認を取り消すことができる。

- (1) 申請書類に意図的な偽りがあったとき。
- (2) 第5条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第8条各号に規定する事項に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年7月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年３月１１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年１１月２５日から施行する。

(経過措置)

２ この要領による改正後のひめじ農産物ブランドマーク使用に関する要領の規定は、この要領の施行の日以後に申請書を提出した者について適用し、同日前に届出書を提出した者については、なお従前の例による。

別表（第 2 条関係）

対象農産物	ブランド名	デザイン
ひめじ農産物	姫そだち	
ひめじこだわり 農産物	こだわり姫そだち	

ひめじ農産物ブランドマーク使用申請書

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者 住 所 :
生産者(団体)名 :
代表者氏名 :
連絡先(Tel) :

ひめじ農産物ブランドマークを使用したいので、ひめじ農産物ブランドマーク使用に関する要領第8条の規定の遵守を誓約し、同要領第4条の規定により関係書類を添えて申請をします。

記

1 使用希望ブランドマーク

申請項目	申請内容	対象
1	姫そだち	市内で生産された農産物/加工品
2	こだわり姫そだち (伝統農産物)	☐太市のたけのこ ☐妻鹿メロン ☐姫路若菜 ☐れんこん ☐深志野メロン ☐海老芋 ☐網干メロン ☐網干水菜

※ いずれかの番号に○をつけてください。

2 添付書類

○共通書類

- ・団体にあたっては、その規約、定款等及び構成員名
- ・その他姫路市長が必要と認める書類

○農産物で申請される方

- ・生産計画書（別記1）

○加工品で申請される方

- ・加工品出荷計画書（別記2）
- ・保健所の許可証等の写し

3 その他事項

リーフレットやホームページ等「姫そだち」の情報提供に限り、私が申請した農産物名、販売場所、氏名及び団体名、連絡先（Tel）の情報公開を了承します。

生産計画書(※加工品は除く)

別記1

1 作型及びほ場所在地

品目	ほ場所在地	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

※ 原則として、播種時期等を開始月(最左欄)とし、主要作業のうち播種を○、定植を△、収穫を□で記入すること。

2 出荷計画

品目	出荷先	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

※ 出荷量の単位は、kg、束、袋など出荷する単位とする。

3 誓約事項(チェック願います。)

	農産物の栽培履歴を記録します。
	ひめじ農産物ブランドマークを適正に使用します。
	農薬の使用基準に関する法令等を遵守します。
	できるだけ農薬を減らした栽培に努めます。

1 加工品出荷計画書

加工品名(商品名)	分類	生産量	出荷先	出荷時期	主原料について				備考
					主原料	生産者名	生産者住所	収穫年月	

- ※ 生産量は、個数、袋数等を記入願います。
- ※ 主原料について、届出者(加工品製造者)と主原料生産者が同一の場合は、記入は省略してもかまいません。

2 誓約事項(チェック願います。)

	加工品の生産管理行程を記録します。
	加工品製造に関する法令等を遵守します。

様式第2号（第4条、第10条関係）

ひめじ農産物ブランドマーク使用（変更）承認・不承認通知書

年 月 日

様

姫路市長

年 月 日付けで申請のありましたひめじ農産物ブランドマークの使用について、承認します・不承認とします。

記

1 使用条件

- (1) 栽培履歴を記録すること。
- (2) ブランドマークを適正に使用すること。
- (3) ブランドマークの一部の使用又はデザインの改変その他の応用的な使用をしないこと。
- (4) 商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、ブランドマークに係る商品等に関する自己の権利を新たに設定又は登録しないこと。
- (5) 農薬の使用基準や加工品製造に関する法令等を守ること。
- (6) できるだけ農薬を減らした栽培に努めること。
- (7) その他市長が必要と認めること。

2 承認番号

3 不承認とする理由

様式第 3 号（第 9 条関係）

ひめじ農産物ブランドマーク使用実績報告書

年 月 日

（宛先）姫路市長

報告者 住 所：
生産者（団体）名：
代 表 者 氏 名：

ひめじ農産物ブランドマーク使用届出要領第 9 条の規定に基づき、ひめじ農産物ブランドマークの使用実績を別記 3 のとおり報告します。

ひめじ農産物ブランドマーク使用変更申請書

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者 住 所 :
生産者(団体)名 :
代表者氏名 :
連絡先(Tel) :

ひめじ農産物ブランドマークを使用変更したいので、ひめじ農産物ブランドマーク使用に関する要領第 8 条の規定の遵守を誓約し、同要領第 1 0 条の規定により関係書類を添えて申請をします。

記

1 使用希望ブランドマーク

申請項目	申請内容	対象
1	姫そだち	市内で生産された農産物/加工品
2	こだわり姫そだち (伝統農産物)	☐太市のたけのこ ☐妻鹿メロン ☐姫路若菜 ☐れんこん ☐深志野メロン ☐海老芋 ☐網干メロン ☐網干水菜

※ いずれかの番号に○をつけてください。

2 添付書類

○共通書類

- ・団体にあたっては、その規約、定款等及び構成員名
- ・その他姫路市長が必要と認める書類

○農産物で申請される方

- ・生産計画書（別記 1）

○加工品で申請される方

- ・加工品出荷計画書（別記 2）
- ・保健所の許可証等の写し

3 その他事項

リーフレットやホームページ等「姫そだち」の情報提供に限り、私が申請した農産物名、販売場所、氏名及び団体名、連絡先（Tel）の情報公開を了承します。